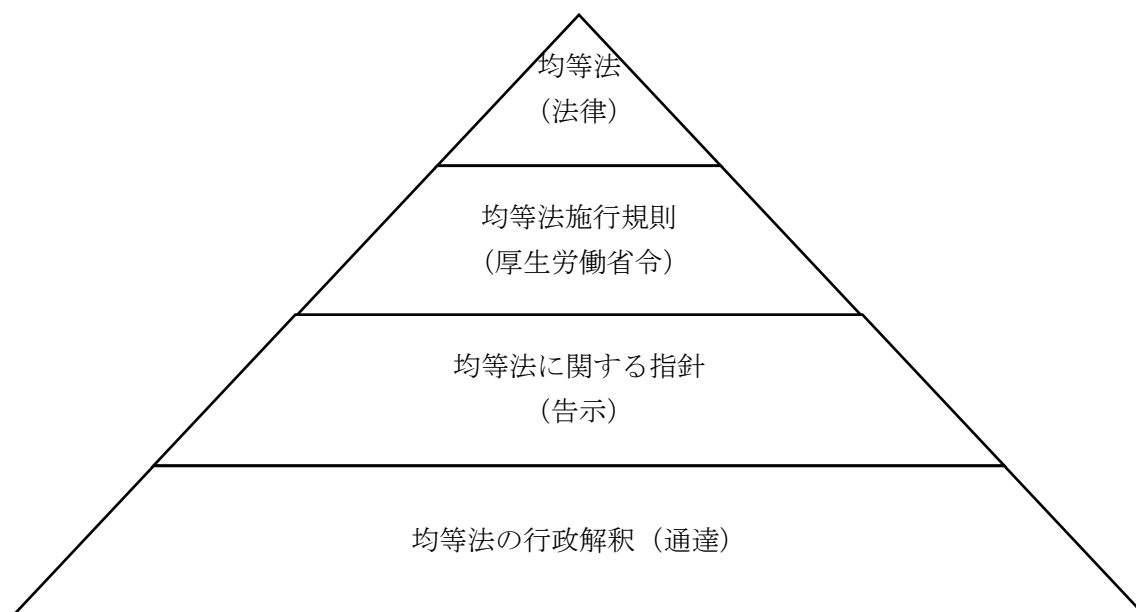


【Web資料Ⅳ - ③ 均等法の構造】



出所：筆者作成

正式名称

法律：「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」

厚生労働省令：「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則」

告示：「労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に 関し、事業主が適切に対処するための指針」

「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」

「事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」

「コース等で区分した雇用管理を行うに当たって事業主が留意すべき事項に関する指針」

「深夜業に従事する女性労働者の就業環境等の整備に関する指針」

通達：「改正雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の施行について」（雇児発第 1011002号）